

庁議(局・区経営会議) 案件申込書

申込日 平成29年 8月 10日

案件名	寄附講座「地域児童精神科医療学」の継続実施について												
所管	健康福祉 子ども・若者未来	局 区	福祉 -	部	精神保健福祉課 子ども家庭課	課	担当者						内線
概要	児童精神科医が全国的に不足する中、児童精神科医の養成等を目的として開設している寄附講座「地域児童精神科医療学」(平成27～29年度)を継続することについて諮るもの。												
審議内容 (論点)	寄附講座の継続実施について												
実施計画の 位置付け	なし	施策番号及び 実施計画事業名											
審議(希望)日	関係課長会議	平成29年	8月	2日	政策調整会議	年	月	日					
	局・区経営会議	平成29年	8月	17日	政策会議	年	月	日					
日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会上程時期					報道への情報提供	なし				
	パブリックコメント	なし	時期					議会への情報提供	なし				
	審議会等、協議 会等の設置	なし	個人情報等の目的外利用等		なし								
検討経過等	関係部局との 調整		関係部局名等			調整項目			調整状況				
			児童相談所・陽光園			寄附講座の成果等について			成果・評価の意見交換				
	打合せ・会議の経過												
			月日	会議名等			内容						
		H29.5.24	北里大学関係者との面談			寄附講座の継続実施の意思を確認							
		H29.8.2	関係課長会議			寄附講座「地域児童精神科医療学」の継続実施について							
		H29.8.8	事務事業調整会議			寄附講座「地域児童精神科医療学」の継続実施について							
備考													
関係課長会議 の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。					(局経営会議)					
関係課長会議 の出席課・ 機関等	企画政策課		経営監理課			財務課			地域医療課				
	障害福祉サービス課		精神保健福祉センター			子ども・若者政策課			児童相談所				
	陽光園		学校保健課			学校教育課			青少年相談センター				
	健康福祉総務室		子ども家庭課			精神保健福祉課							
これまでの 庁議での 主な意見	<p>【関係課長会議】 寄附という手法をとった経緯は、 医師の養成については大学の固有業務であり、委託や補助が馴染まないため寄附講座を開設した。 設定期間を3年から5年にするのはなぜか。 地域医療課が行っている総合診療医については4年を設定している。療育センターの再整備を見据え、人材の育成には相当な期間を要するため5年とした。 電話相談事業について、実施件数が昨年度3件であり、活用されていないのはなぜか。 教職員に対しての周知を行っているが、様々な理由により相談につながらないのが現状である。改善について今後検討を行う。 講座に参加する医師数の目標値はあるか。 講座に参加する医師数を目標とすることは難しい。医師の養成は長期的かつ計画的に行わなければならないが、それが主な目的となっているため、1人以上確保するよう依頼している。 講座を受けないと児童精神科医にはなれないのか。 日本児童精神医学会の認定医となるためには、児童青年精神科3年以上を含む5年以上の臨床経験等が要件となっている。 直接的なインセンティブを与えて児童精神科医になってもらう方法はあるのか。 地域医療課の総合診療医は学生に対して奨学金として助成しているが、本講座の対象は働いている研修医であることから、金銭等の支援は馴染まないと考えている。</p> <p>【事務事業調整会議】 電話相談事業の相談件数が少ないことから、教育委員会とも連携して件数を増やす工夫をすべきでないか。 課題の解決に向けて教育委員会と連携しながら取組を進めたい。 5年間の債務負担行為について、財政上の問題はないか。 これまで行ってきた事業の継続であり、金額も同額ということなので、財政推計上は支障ない。</p>												

1 寄附講座の沿革・概要について

(1) 講座の沿革等

平成23年当時、児童精神科医が全国的に不足しており、児童精神科医の養成、地域医療に関する教育・研究等を目的として、平成24年度から北里大学医学部に寄附講座を開設した。

平成24年度から26年度までの3年間を開設期間としていたが、延長が必要との結論に至り、平成27年度から29年度までの3年間の期間延長を行った。

寄附金額は、開設当初から1年当たり2,500万円としている(債務負担行為)。

(2) 講座の内容(平成27年度～29年度)

児童精神科医師養成に関する講座の実施
市の児童精神関係相談機関等に対する児童精神科医による助言・指導
市内児童精神科医療の連携に関する研究
小・中学校における児童精神保健の実態調査
地域児童精神科医療学等に関する教育活動の実施

2 講座の検証結果、課題等について

- ・講座に参加した医師が市関係機関の嘱託医等として派遣され、相談回数を増やすことができた。
- ・児童精神科医の養成には、更に時間を要するものであり、今後も安定的に医師を派遣されるには継続的な医師の養成が必要となる。
- ・いじめ、自殺やひきこもり対策としての相談や対応等、業務量の増加が見込まれることへの対応が課題となっている。

3 今後の方針について

(1) 寄附講座の継続実施について

- ・今後の安定的な医師の養成や派遣のため、寄附講座を継続実施する。
- ・開設期間は、医師の養成に長期的・継続的な取組が必要なため、平成30～34年度の5年間とする。
- ・寄附金額は、現行額を上限とする。

(2) 講座の内容(平成30年度～34年度)

児童精神科医師養成に関する講座の実施
市の児童精神関係相談機関等に対する児童精神科医による助言・指導
市内児童精神科医療の連携に関する研究
小・中学校における児童精神保健の連携強化と助言・指導
地域児童精神科医療学等に関する教育活動の実施

4 事業経費について

寄附金額 2,500万円×5年間=1億2,500万円(債務負担行為)

5 事業実施の効果等について

- ・講座により養成された児童精神科医が市内の地域医療に貢献することが期待できる。
- ・本市の関係機関等に対し、児童精神科医の安定的・継続的な派遣が期待される。
- ・市内の小中学校における児童精神保健に関する有効な対応を図ることができる。
- ・本市の関係機関等が専門的な助言指導を受けることができる。

6 今後のスケジュール

平成29年11月 平成30年度予算要求
平成30年4月 こども家庭課に寄附講座の事務移管
寄附講座の協定締結(継続実施)

庁議(局・区経営会議) 案件申込書

申込日 平成29年 8月 10日

案件名	「(仮称)相模原市ひきこもり地域支援センター」の設置について																	
所管	健康福祉	局区	福祉部	部	精神保健福祉センター 精神保健福祉	課	担当者		内線									
概要	国で定める「ひきこもり対策推進事業実施要領」に基づき、本市におけるひきこもり対策の充実を図るため、精神保健福祉センター内に機能としての「(仮称)相模原市ひきこもり地域支援センター(以下「センター」という。)」を設置するもの。																	
審議内容(論点)	センターの設置と運営について 今後のスケジュールについて																	
実施計画の位置付け	あり	施策番号及び 実施計画事業名	施策10「健康づくりの推進」 事業名「精神保健相談等事業」 事業内容「精神保健福祉・医療相談の実施」															
審議(希望)日	関係課長会議	平成29年	8月	3日	政策調整会議		年	月	日									
	局・区経営会議	平成29年	8月	17日	政策会議		年	月	日									
日程等調整事項	条例等の調整	なし	議会上程時期				報道への情報提供		なし									
	パブリックコメント	なし	時期			議会への情報提供		なし										
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報目的外利用等			なし												
検討経過等	関係部局名等		調整項目				調整状況											
	情報公開課		ひきこもり支援連絡協議会設置について				調整済											
	職員課		非常勤特別職について				調整済											
	打合せ・会議の経過																	
	月日	会議名等			内容													
	H27.2	関係課長等打合せ会議			検討ワーキングを開催。現状の課題・設置の必要性について													
H27.3	(仮称)ひきこもり地域支援センター設置に係る検討ワーキング(計6回)			ワーキング構成関係各課のひきこもり支援の現状と課題を踏まえたセンターの必要性・運営方法等について														
備考																		
関係課長会議の結果等	原案を一部修正し 上部庁議へ付議する。(局経営会議)																	
関係課長会議の出席課・機関等	情報公開課	職員課	企画政策課	財務課	地域福祉課	中央障害福祉相談課	中央高齢者相談課	こども・若者政策課	こども・若者支援課	こども家庭課	児童相談所	陽光園	雇用政策課	学校教育課	青少年相談センター	健康福祉総務室	精神保健福祉課	精神保健福祉センター
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議】</p> <p>連絡会の設置は協議会と考えているのか。 国によるとセンターのあり方等を検討するというのではなく、連携強化という意味合いが強いので、連絡会組織としたい。 個人情報の取り扱いについてどうするのか。 連絡会では個人情報は取り扱わない。 若者サポートステーションは対象39歳までだが、パーソナル・サポートセンターに年齢制限はない。 資料を修正する。 連絡会メンバーにこども家庭課も入れたほうがよいのではないか。資料への所掌内容の記載が必要。 承知した。 国補助金の上限が1,000万であればその範囲内にするのではないかと。 他市では一般財源が補助を上回っているところもあるが、精査する。 非常勤職員の公募は議会への情報提供前となると議会軽視とならないかと。 調整、検討する。</p> <p>【事務事業調整会議】</p> <p>こども・若者未来局ではなく、精神保健福祉センターに設置する理由は。 精神保健福祉センターには専門職配置があり、年齢制限もなく取り組める。既存の協議会にも情報発信し連携を図る。 ネットワーク会議に精神障害者地域活動支援センターが入っているが、障害政策課との調整が必要ではないかと。 調整済み。 名称は「相模原市ひきこもり地域支援センター」とするのか。 国の要領にある名称を(仮称)とした。他自治体では他の名称を使用しているので、検討する。</p>																	

事案の具体的な内容

1 事業の概要

(1) 国から示された概要

【センターの機能】

- ・ひきこもりに特化した第一次相談窓口(相談窓口の明確化)
- ・ひきこもり支援コーディネーターが、ひきこもりの状態にある本人、家族からの電話、来所等による相談や家庭訪問を中心とした訪問支援を行うことにより、早期に適切な機関につなぐ(自立への支援)
- ・関係機関との連携(包括的な支援体制の確保)
- ・ひきこもりに関する普及、啓発(情報発信)

【実施主体】

都道府県、指定都市

【実施体制】

- ・ひきこもり支援コーディネーターを2名以上配置(うち社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等の専門職を1名以上配置)
- ・地域の既存の社会資源からなる連絡協議会を設置
- ・原則、週5日以上、1日8時間、週40時間を目安として開所

(2) 本市における対応

【位置づけ】

後期実施計画の「施策10健康づくりの推進」において、「ひきこもり支援の実施」として位置づけ。

【現状と課題】

- ・現状 - 義務教育終了後に発生したひきこもりが潜在化しやすい
福祉や教育などの関係機関がそれぞれの分野の相談対応としてのひきこもり支援
- ・課題 - 支援年齢終了後の継続支援
潜在化したひきこもりの方への支援および支援機関同士の連携

【設置について】

- ・設置場所: 精神保健福祉センター内にセンター機能を持たせるものとして設置
- ・開所日: 週5日(月～金 祝日、年末年始除く)7時間45分
- ・形態: 直営
- ・対象: 市民
- ・職員: ひきこもり支援コーディネーター2名以上が常時対応
非常勤特別職(心理相談員2名(週3日1名、週4日1名)
非常勤一般職(保健福祉相談員)3名(週3日2名、週4日1名)
- ・業務: 一次相談窓口 専門相談(来所、電話相談・訪問相談) 伴走支援 連携調整
普及啓発 人材育成
- ・ひきこもり支援ネットワーク連絡会の設置

2 事業スケジュール

平成29年8月	庁議
平成30年2月	精神保健福祉センター非常勤職員公募開始
4月	(仮称)ひきこもり地域支援センター設置 市民および関係機関への周知、職員採用、職員研修実施(関係機関との調整等含む)
6月	広報さがみはらにて周知

3 事業経費・財源

経費 9,912千円(国庫4,891千円、一財5,021千円)

財源 国庫補助金(補助率1/2、上限10,000千円)

一般財源(扶助費見直しを活用)

4 事業実施の効果

- ・一次相談窓口の明確化による潜在化した対象者の掘り起こしと支援が可能となる
- ・ひきこもりの当事者がその人らしい社会参加を果たすことで、自殺予防にもつながる
- ・ひきこもり支援を通して、支援ネットワークが充実し共生社会づくりにつながる

庁議(局・区経営会議) 案件申込書

申込日 平成29年 8月 9日

案件名	難病の患者に対する医療等に関する法律第40条の大都市特例規定による権限移譲について										
所管	健康福祉	局区	保健所	部	疾病対策	課	担当者		内線		
概要	平成27年1月1日に施行された難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という)に、大都市特例が規定され、平成30年4月1日からは、現在神奈川県において行っている業務が、本市に移譲されることとなる。今回、権限移譲される事務に係る事務執行体制、根拠規範、事業経費等について諮るもの。										
審議内容(論点)	移譲事務に係る本市の体制について 今後のスケジュール										
実施計画の位置付け	なし	施策番号及び実施計画事業名									
審議(希望)日	関係課長会議	平成29年	7月	31日	政策調整会議		年	月	日		
	局・区経営会議	平成29年	8月	17日	政策会議		年	月	日		
日程等調整事項	条例等の調整	条例 制定あり	議会上程時期		平成29年12月	定例会議	報道への情報提供		なし		
	パブリックコメント	なし	時期			議会への情報提供	部会	平成29年9月			
	審議会等、協議会等の設置	あり	個人情報の目的外利用等		あり						
検討経過等	関係部局との調整		関係部局名等		調整項目		調整状況				
			職員課		指定難病審査会委員の報酬額について		調整済				
			障害政策課、高齢政策課、こども家庭課、雇用政策課、学校教育課		難病対策地域協議会について		調整済				
			総務法制課、情報公開課		条例制定等、審査会設置について		調整中				
	打合せ・会議の経過										
	月日 会議名等 内容										
H27.7.1 関係課長等打合せ会議 難病対策事務の移譲に係る基本的な考え方について(関係7課)											
H29.4~H29.6 移譲事務に伴う審査会の設置について 医療関係団体等と調整中											
備考											
関係課長会議の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。					(局経営会議)			
関係課長会議の出席課・機関等	総務法制課		情報公開課		職員課(代)		企画政策課				
	財務課		健康福祉総務室		地域医療課		障害政策課				
	高齢政策課(代)		国民健康保険課		地域保健課		中央保健センター				
	こども家庭課		雇用政策課		学校教育課(代)		疾病対策課				
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議・事務事業調整会議】</p> <p>難病相談・支援センター(以下「センター」という。)について 設置に向けた方向性は、どのように考えているか。</p> <p>疾病対策課では、既にセンターで実施すべき事業の一部を実施していることや、庁内の他部署(保険高齢部)において、センター機能の共有の可能性のある在宅ケア連携室の充実に向けた検討がされていることなどを勘案し、本市の方向性を示した上で、難病対策地域協議会(以下「協議会」という。)の意見も聞きながら、その在り方を検討していく。</p> <p>協議会の構成員について、地域の中で支援体制を作っていくということであれば、現場でのネットワーク機能を持っている部署が入るのがいいのではないかと。</p> <p>当初の構成員は原案のとおりとするが、必要の際は関連する部署の方が出席できるようにする。また、今後において、適時、構成員の見直しを含め検討していく。</p> <p>所得区分照会については、保険者に照会しているのか。また、平成30年度以降も県と同じ方式をとるのか。</p> <p>基本的に、保険者に照会している。県は、国民健康保険に加入している難病患者等の所得区分について、国保連に委託して実施しているが、本市では、患者への受給者証の発行を早く行うため、当課と国民健康保険課で連携ができないか、調整している。</p> <p>権限移譲事務のメリットとして、受給者証の発行までの期間を短縮できることは大きなメリットと考える。この点をアピールしていくべき。</p> <p>了解した。</p> <p>指定難病審査会は、支給認定をしないこととするときにその審査を求める機関であり、疑義案件を審査会に付すという表現はどうか。</p> <p>不認定候補を付すという表現に改める。</p> <p>今後のこととなるが、既に実施している小児慢性特定疾病事務が、難病対策事務と内容が類似している(協議会の設置を含む)ことから、一元化等について、検討を行うべきであるとする。意見として、承知した。</p>										

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

趣旨

平成27年1月1日に施行された難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)(以下「難病法」という。)第40条の大都市特例規定に基づき、難病法の事務が神奈川県から移譲されることとなり、平成30年4月1日から実施する。

移譲が予定されている主な事務

特定医療費の支給に要する事務として、特定医療費の支給、申請の受付、指定医の指定、支給認定に係る認定・交付、変更及び取消しに関する事務、指定難病審査会の設置、指定医療機関の指定等がある。

療養生活環境整備事業等として、難病相談支援センターの設置・運営、在宅人工呼吸器使用患者支援事業、難病対策地域協議会の設置・運営がある。

(2) 事業経費・財源(平成30年度)

特定医療費の支給に要する経費 推計 755,064千円

- ・特定医療費(扶助費)・国庫負担金(1/2)市負担分に係る交付税措置あり
- ・事務委託費(委託費)、事務手数料(手数料)・交付税措置あり(単独事業)
- ・非常勤特別職職員(報酬)・国庫補助金(基準額の1/2)市負担分に係る交付税措置あり

療養生活環境整備事業等に要する経費 推計 3,298千円

- ・事務委託費(委託費)・国庫補助金(1/2以内)市負担分に係る交付税措置あり
- ・報償費(謝礼)・国庫補助金(基準額の1/2)市負担分に係る交付税措置あり

既存事業に要する経費 推計 11,175千円

- ・非常勤職員賃金(賃金)・国庫補助金(1/2以内)市負担分に係る交付税措置あり
- ・扶助費(扶助費)・交付税措置あり(単独事業)

(3) 財源確保の考え方

国庫補助(1/2)・一般財源(1/2)(交付税措置あり)

(4) 事業実施の効果

- ・難病法に基づく、法定業務。
- ・申請から支給認定までを一貫して行うことにより、受給者証交付までの期間を短縮でき、市民の利便性が向上する。
- ・難病の患者のニーズを的確に把握し、総合的な難病施策に自主的に取り組むことができる。

(5) 事業スケジュール

平成29年9月 市議会部会

平成29年12月 市議会議案上程

平成30年4月 難病法第40条による大都市特例規定の施行

健康福祉局経営会議 議事録

開催日 平成29年8月17日(木)

出席者 梅沢副市長 健康福祉局長 福祉部長 保険高齢部長 保健所長
健康福祉総務室長 地域福祉課長 高齢政策課長 地域保健課長
こども家庭課長 精神保健福祉センター所長(代) 精神保健福祉課長

1 寄附講座「地域児童精神科医療学」の継続実施について

(説明者：福祉部長)

(1) 主な意見等

講座の効果はどのようなものか。

陽光園や児童相談所等に医師の派遣を継続していただいていることが講座の最大の効果である。

医療と学校の連携が進まない理由はどのようなものがあるのか。

学校から電話相談事業について継続的な相談が出来ないため利用しづらいという声がある。今後の取組の中で学校にとって利用しやすい仕組みづくりを検討していきたい。

講座を継続するにあたり、費用対効果を考えなければならない。学校と医療との連携など課題があるが、関係機関と連携・調整し、更に効果的な事業となるよう努められたい。

承知した。

(2) 結 果

原案のとおり承認する。

以 上

健康福祉局経営会議 議事録

開催日 平成29年8月17日(木)

出席者 梅沢副市長 健康福祉局長 福祉部長 保険高齢部長 保健所長
健康福祉総務室長 地域福祉課長 高齢政策課長 地域保健課長
精神保健福祉課長 精神保健福祉センター所長(代)

2 (仮称)相模原市ひきこもり地域支援センターの設置について

(説明者:福祉部長)

(1) 主な意見等

当センターでは、若者に限らず中高年、高齢者の支援も可能か。

可能である。ただし、全てを当該センターが担うのではなく、年齢やひきこもりに至った背景に応じ、適切な支援機関と連携を図りながら支援することとなる。

ひきこもりという事象については、長い目で見なければならいと思えるが、このセンターの機能はどんなものか。

ひきこもりに至った背景に応じ、適切な支援機関へつなぎ連携による支援を実施する一方で、いわゆる「社会的ひきこもり」といわれる背景になんら要因が見いだせないものについては、長期的な支援を視野におきながら当該センターが担う。

具体的支援方法としては、来所相談、必要に応じた訪問、ひきこもり脱却後の希望に応じた関連機関等への伴走支援等を実施する。

ひきこもり支援コーディネーターとは、具体的にどのような人材か。

専門的な支援技術をもつ人材、あるいは、幅広くひきこもり支援の普及啓発を担う人材などが考えられるが、今後、運営していく中で、必要な人材像を見極めていく。

(2) 結 果

原案のとおり承認する。

以 上

健康福祉局経営会議 議事録

開催日 平成29年8月17日(木)

出席者 梅沢副市長 健康福祉局長 福祉部長 保険高齢部長 保健所長
健康福祉総務室長 地域福祉課長 高齢政策課長 地域保健課長
疾病対策課長

3 難病の患者に対する医療等に関する法律第40条の大都市特例規定による権限移譲について

(説明者：保健所長)

(1) 主な意見等

難病の認定がなされた場合、医療費の負担はどのようになるのか。

難病の治療に係る医療費については、例えば、医療保険制度における自己負担割合が3割の方の場合、医療費の7割を医療保険で負担し、残り3割の医療費のうち2割が自己負担、1割を特定医療費として公費で負担する。さらに、所得に応じた自己負担上限額を超えた分についても、特定医療費として公費で負担する。

難病相談支援センターの運営内容は、どのようなものか。

難病相談支援センターは、全都道府県に設置されているが、委託・直営を含め様々な形態があり、神奈川県が設置する難病相談支援センターでは、患者会の紹介等や病気・就労の相談等を行っている。

本市が設置運営している在宅ケア連携室の活用などについて想定があれば聞きたい。

現在、高齢部門においても介護面を含めた機能を持つことについて検討を行っており、今後、難病相談支援センターについても、機能の共有の可能性等も含め検討していく。

難病相談支援センターの設置は今後検討とのことであるが、現在、相談等があった場合には、どのように対応しているか。

現在も特定医療費申請の際に保健師が相談対応を行っている。なお、難病講演会も開催しており、難病相談支援センター事業の一部は既に行っている。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

以上